

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 田島 卓

本論文は、旧約聖書の『エレミヤ書』を巡って、ヘブライ語原典の本文批評に基づき、また申命記史家の編集史的考察と批判的に対論しつつ、現代の倫理学・哲学の思潮を踏まえて、特に預言者エレミヤの真正部分に見出される、応報倫理の本質と可能性を追究した研究である。

まず第1・2章は、申命記史家の編集を巡るノート以降の研究史を瞥見し、就中現代のレーマーとヒッバードの対立を、論者自身の批判的視座から整理する。また、キャロル、イエレミアスの両著を参看しつつ、悔い改めには、その説教者自身が碎かれるという自己無化の要素がない時、胡散臭さが残ることを指摘する。この指摘は更に思想的に、ハイデガーの存在-神-論への批判、ホルクハイマー＝アドルノによる反ユダヤ主義の分析から補強される。

第3章では、悔い改めを表す原語シューブの用例が、ホラデイの研究を参看しつつ、またティールの古典的研究等に遡って申命記史家とエレミヤ真正部分に分けて対比的に分析される。その結果、エレミヤには応報思想はなく、むしろ悔い改めと独立に赦しが布告される点が特色だと主張される。

第4章は、重要箇所(31章)の積義を積み重ねながら、自力救済の有無が、申命記史家とエレミヤ真正句を分ける特徴だと論ずる。第5章は悪因悪果の災いへと目を転じ、悪因に対して下されるべき悪果が見出されず、応報思想が破綻している状況が問題視される。それでも申命記史家は、将来の神の復讐を語り応報思想に固執するが、エレミヤの場合には、悪果を下さない神への苛立ちと正義実現の欲求、更には悪因への強い復讐の思いが特徴であるとされる。

最終第6・第7章は、「新しい契約」預言(31章)の考察へと収束する。無条件的な赦しの布告と、限らない復讐の願いという、エレミヤの両面の葛藤が、ここで乗り越えられていく。まず文献学的な側面から、テキスト上の異読や著者問題を論じ、この預言が申命記史家的用語に彩られつつも預言者エレミヤに遡る可能性が高いことを確認する。その上で、次の点において「新しい契約」預言がエレミヤの到達点と呼ぶに相応しいことを論ずる。すなわち、罪の忘却の宣言は、過去の悪を抹消する神の悪行であり、神の主権を傷つけるものだからこそ、却って存在-神-論的な神が自己無化してこれを超えるという逆説がここに読み取られ得る。それは正義貫徹の復讐の思いに絡め取られたエレミヤに躓きを与え彼を棄教の手前まで運びつつも、然しその最中で神の言葉を放棄できず、罪なるイスラエルを放棄できない神の痛みと共振する経験へと預言者を導く。そこに至ってエレミヤは復讐の思いから癒え、自己を無化することを知る。しかも悪は単に黙過されるのではなく、穏やかに悪を指摘する「心に記されたトラー」(33節)において不断に想起される。その思想の強度と現代的意義は、アーレント、ジャンケレヴィッチ、デリダ等のナチスの断罪と赦免を巡る論争を試金石として検証される。

先行研究との対応には批判の余地があり、またエレミヤの思想形成過程などについては、より複線的な考察の可能性は残るが、本研究は、文献学と哲学の相補的緊張関係を持った挑戦として、刮目すべき点も多い。以上により、審査委員会は、本論文が博士(文学)の学位を授与するに値するものと判定する。